

議第87号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例
京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中

	円	円	
	4,600	450	
	2,600	260	
	260	26	
	26	3	
	16	2	
別表法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中	2,600	260	を
	1,600	160	
	5,300	530	
	2,200	220	
	24,000	2,100	
	5,300	530	

4,800	440
2,800	260
280	26
28	3
17	2
2,700	250
1,700	150
5,600	510
2,300	210
28,000	2,100
5,600	510

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

110	11
160	16
240	24
320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
1,600	160

を

120	11
170	15
250	23
330	31
500	46
670	60
1,200	110
1,700	150
2,700	250
1,700	150

に改め、同表法第32条第1項第3

号に掲げる施設の項中	「	16	2	を	「	17	2	に改め、同
		50	5			60	5	
		4,200	420			4,400	410	
		2,600	260			2,800	260	
		1,600	160			1,700	150	
		5,300	530			5,600	510	
	」				」			

表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「490」を「510」に、「2,400」を「2,500」に、「260」を「250」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「12,000」を「14,000」に、「1,100」を「1,000」に、「5,300」を「5,600」に、「530」を「510」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「5,300」を「5,600」に、「530」を「510」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中

「	9,300	1,200	を	「	9,800	1,200	に改め、同表令第7条第2号に掲
	4,200	420			4,400	410	
	2,400	210			2,800	210	
	2,400	210			2,800	210	
	24,000	2,100			28,000	2,100	
	12,000	1,100			14,000	1,000	
	4,200	380			4,900	370	
	7,500	670			8,700	650	
	24,000	2,100			28,000	2,100	
」				」			

げる工作物の項中「5,300」を「5,600」に、「530」を「510」に改め、同表令

第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「2,400」を「2,800」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「530」を「560」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和9年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得ている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和9年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

道路占用料の適正化を図る必要があるので提案する。